

令和 6 年度

指定障がい福祉サービス事業者等
集団指導
(生活介護・報酬改定編)

大阪市福祉局障がい者施策部

1 令和6年度報酬改定の主な内容について

2 主な新設加算や見直しのある加算の要件について

基本報酬区分の見直し（サービス提供時間ごとの基本報酬の設定）

利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬については、利用者の障がい支援区分、利用定員及び**所要時間に応じた報酬単価**を算定します。

所要時間による区分については、現に要した時間により算定されるのではなく、個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とします。

- この所要時間については、原則として送迎に要する時間は含みません。
- 生活介護計画に位置付けられた標準的な時間と実際のサービス提供時間が合致しない状況が続く場合には、生活介護計画の見直しを検討してください。

基本報酬区分の見直し（利用者延べ数の算出）

【利用者延べ数の算出】

前年度の利用者延べ数を開所日数で除して得た数

生活介護サービス費において、

●所要時間 3 時間未満、所要時間 3 時間以上 4 時間未満、所要時間 4 時間以上 5 時間未満の報酬を算定している利用者については、**利用者数に 2 分の 1 を乗じて得た数**として計算を行います。

●所要時間 5 時間以上 6 時間未満、所要時間 6 時間以上 7 時間未満の報酬を算定している利用者については、**利用者数に 4 分の 3 を乗じて得た数**として計算を行います。

※前年度の平均利用者数の算定に当たっては、小数点第 2 位以下を切り上げるものとします。

利用定員規模ごとの基本報酬の設定

利用者数の変動に対して柔軟に対応しやすくすることで、小規模事業所の運営をしやすくするとともに、障がい者支援施設からの地域移行を促進するため、障がい者支援施設と同様、**利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定**します。

あわせて、重症心身障がい児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の基本報酬を設定します。

基本報酬を算定する際の留意事項

サービス提供時間は、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障がい特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者等については以下のとおり配慮します。

ア 当日の道路状況や天候、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、その日の所要時間が、生活介護計画に位置付けられた標準的な支援時間よりも短くなった場合は、標準的な時間に基づき算定して差し支えありません。

イ 利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用者の居住する地域にない場合等であって、送迎に要する時間が往復3時間以上となる場合は、1時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができます。

なお、ここでの片道とは送迎車両等が事業所を出発してから戻ってくるまでに要した時間のことであり、往復は往路（片道）と復路（片道）の送迎に要する時間の合計になります。

基本報酬を算定する際の留意事項

ウ 医療的ケアスコアに該当する者、重症心身障がい者、行動関連項目の合計点数が10点以上である者、盲ろう者等であって、障がい特性に起因するやむを得ない理由により、利用時間が短時間（サービス提供時間が6時間未満）にならざるを得ない利用者については、日々のサービス利用前の受け入れのための準備やサービス利用後における翌日の受け入れのための申し送り事項の整理、主治医への伝達事項の整理などに長時間を要することが見込まれることから、これらに実際に要した時間を、1日2時間以内を限度として生活介護計画に位置付ける標準的な支援時間として加えることができます。

- やむを得ない理由については、上記以外に重度の身体障がいや精神障がい等により、短時間となる場合も考えられることから、利用者の状況等を勘案し、判断します。
- 利用者やその家族の意向等が十分に勘案された上で、サービス担当者会議において検討され、サービス等利用計画等に位置付ける必要があります。

基本報酬を算定する際の留意事項

- エ 送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締り等）に要する時間は、生活介護計画に位置付けた上で、1日1時間以内を限度として、生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができます。
- オ 実際の所要時間が、居宅においてその介護を行う者等の就業その他の理由により、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも長い時間に及ぶ場合であって、日常生活上の世話を行う場合には、実際に要した時間に応じた報酬単価を算定して差し支えありません。

実績記録票の書き方について

●下記リンク先に実績記録票の様式・記載例があります。

厚生労働省HP：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644_00018.html

(例)

令和〇〇年4月分

生活介護サービス提供実績記録票

太郎

事業所番号 1111111111

事業者及びその事業所 〇〇事業所

■旧様式からの変更点
 ・【算定時間数】欄、【入浴支援加算】欄、【喀痰吸引等実施加算】欄、【緊急時受入加算】欄及び【集中的支援加算】欄の追加
 ・【集中的支援加算 支援開始日】欄の追加
 ・【重度障害者支援加算(研修修了者)】欄を削除

日付	曜日	サービス提供 の状況	開始時間	終了時間	算定 時間 数	送迎加算 往 復	訪問支援特別加算 時間数	食事提供 加算	体験利用 支援加算	入浴支援 加算	喀痰吸引 等実施加 算	緊急時受 入加算	集中的支 援加算	利用者 確認欄	備考
2	月		9:00	16:00	7	1	1	1							
3	火		9:00	16:00	7	1	1	1							
4	水	欠席													
5	木		9:00	16:00	7										
6	金			16:00	7							1			
13	金		12:00	13:00			1								
16	月						3								
17	火						1								
18	水		9:00	16:00	7			1							

加算対象となる低所得利用者に対して食事を提供した日数を記載する。

緊急時受入加算を算定する場合、「1」を記載する。

欠席時対応加算を算定する場合、「欠席」を記載する。

片道単位で回数を記載する。

実際に訪問支援を提供した時間数を記載する。

算定時間数(計画時間数)を記載する。

算定は月2回を限度とする。報酬上算定できる回数にかかわらず、要件を満たす場合は記載する(同一月内に3回目で算定はできないが記載する)。

1 令和6年度報酬改定の主な内容について

2 主な新設加算や見直しのある加算の要件について

人員配置体制加算

医療的ケアが必要な者など、重度の障害がいに対する手厚い体制が評価されます。

ア 人員配置体制加算（Ⅰ）は従業者を常勤換算方法で「1.5:1」以上配置

- ・ 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の100分の60以上であること。なお、「これに準ずる者」とは、区分4以下であって行動関連項目合計点数が10点以上又は区分4以下であって喀痰吸引等を必要とする者とする。

イ 人員配置体制加算（Ⅱ）は従業者を常勤換算方法で「1.7:1」以上配置

- ・ 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の100分の60以上であること。

ウ 人員配置体制加算（Ⅲ）は従業者を常勤換算方法で「2:1」以上配置

- ・ 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の100分の50以上であること。

エ 人員配置体制加算（Ⅳ）は従業者を常勤換算方法で「2.5:1」以上配置

福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直し

常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）と福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）とを併給可とします。

重度障害者支援加算の算定方法の見直し

1. 重度障害者支援加算(Ⅰ)50単位

重度障害者支援加算(Ⅰ)については、「人員配置体制加算(Ⅰ)」及び「常勤看護職員等配置加算（看護職員を常勤換算方法で3人以上配置しているものに限る。）」を算定している場合に、**当該加算の要件となる人員配置を超えて、常勤換算方法で生活支援員又は看護職員を配置**し、2人以上の重症心身障害者に対して指定生活介護等を行った場合に、指定生活介護等の単位ごとに生活介護に係る全ての利用者について加算できます。

- なお、重度障害者支援加算(Ⅰ)を算定している場合は、重度障害者支援加算(Ⅱ)及び重度障害者支援加算(Ⅲ)は算定できません。

重度障害者支援加算の算定方法の見直し

2. 重度障害者支援加算(Ⅱ)360単位

次のアからウを満たす事業所で、**区分6に該当し、かつ、第548号告示の別表第2に掲げる行動関連項目合計点数が10点以上である利用者**

ア 基準人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の人員を加配していること。

イ **サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障がい支援者養成研修実践研修修了者**(以下「実践研修修了者」という。)であること。また、当該事業所において実践研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障がいを有する者がいる場合は、当該利用者に係る**支援計画シート等を作成**すること。

ウ **生活支援員のうち20 %以上が、強度行動障がい支援者養成研修基礎研修修了者**(以下「基礎研修修了者」という。)であること。

重度障害者支援加算の算定方法の見直し

- エ イ及びウにおけるサービス管理責任者及び生活支援員の数は、常勤換算方法ではなく、従業者の実人数で算出し、非常勤職員についても員数に含めること。
- オ イにおける実践研修修了者は、**原則として週に1回以上、強度行動障がい**を有する利用者の様子を観察し、**3月に1回程度の頻度で支援計画シート等を見直すものとする。**
- カ ウにおける基礎研修修了者は、その他の職員と連携・協力し、**支援計画シート等に基づき、強度行動障がい**を有する利用者に対して**個別の支援を行うとともに、支援記録等の作成・提出等を通じて、支援の経過を実践研修修了者にフィードバックするものとする。**

重度障害者支援加算の算定方法の見直し

キ ウにおける基礎研修修了者の配置については、令和7年3月31日までの間は、経過措置があります。次の（１）及び（２）を満たせば算定できます。

- （１）利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、基準人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、基礎研修修了者を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障がいをする者に対して日中に個別の支援を行うこと。
- （２）（１）の基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、指定生活介護等の従事者として4時間程度は従事すること。

重度障害者支援加算の算定方法の見直し

3. 重度障害者支援加算(Ⅲ)180単位

次のアからウを満たす事業所において、**区分4以上に該当し、かつ、第548号告示の別表第2に掲げる行動関連項目合計点数が10点以上である利用者**

●重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定している場合は、加算できません。

ア 基準人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の人員を加配していること。

イ サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、実践研修了者であること。また、当該事業所において実践研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障がいの有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。

ウ 生活支援員のうち20%以上が基礎研修修了者であること。

エ 「2. 重度障害者支援加算(Ⅱ)」のエからキの規定を準用する。

入浴支援加算

1. 入浴設備については、当該事業所が整備していることが望ましいが、他の事業所の入浴設備を利用する場合においても、当該事業所の職員が入浴支援を行う場合に限り対象とします。
2. 入浴支援に当たっては、医療的ケアを必要とする者、重度心身障がい者が対象であることから、看護職員や、看護職員から助言・指導を受けた職員が実施することが望ましいとされています。

⇒対象者であるかは受給者証を確認してください。

延長支援加算の算定方法の見直し

所要時間 8 時間以上 9 時間未満の前後の時間(以下「延長時間帯」という。)において、日常生活上の世話をを行った場合に、1 日の所要時間を通算した時間に応じ、算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととします。

1. ここでいう所要時間は、生活介護計画に定める時間ではなく、実際にサービス提供を行った時間であり、送迎のみを実施する時間は含みません。
2. 延長時間帯に、指定障がい福祉サービス基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事する者に限る。)を1名以上配置が必要です。

食事提供体制加算の見直し

令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において一定の要件のもと令和9年3月31日まで経過措置が延長されることになりました。

収入が一定の額以下（生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満）の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、次の①～③のいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算します。

- ① 管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること（外部委託可）又は、栄養ケアステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること。
- ② 利用者ごとの摂食量を記載していること。
- ③ 利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること。

⇒対象者であるかは受給者証を確認してください。

栄養スクリーニング加算

栄養スクリーニングを行うに当たっては、サービス担当者会議で決定することとし、生活支援員等は、利用者全員の栄養状態を継続的に把握します。

利用者について次に掲げる項目の確認を行い、確認した情報を相談支援専門員に情報提供してください。

- BMI
- 体重変化割合
- 食事摂取量
- その他利用状態リスク

⇒栄養スクリーニングの結果、栄養改善サービスの提供が必要だと判断された場合は、栄養改善加算を算定できます。

栄養改善加算

低栄養又は過栄養状態にある利用者等に対して、栄養状態の改善等を目的として、個別に栄養管理を行う等、栄養ケア・マネジメントを行った場合に評価します。

3月以内の期間に限り1月に2回を限度として所定単位数を加算します（一定の条件で延長可）。

1. 当該事業所の職員として、又は外部との連携により、管理栄養士を1名以上配置。
2. 栄養改善加算を算定できる利用者は、次のいずれかの栄養状態リスク（BMI・体重変化割合・食事摂取量・その他低栄養又は過栄養状態にある、又はそのおそれがあると認められる者）に該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者。

※口腔及び摂食・嚥下機能の問題・生活機能の低下の問題・褥瘡に関する問題・食欲の低下の問題を有する者については栄養状態リスクの確認が必要です。

喀痰吸引等実施加算

登録特定行為事業者の**認定特定行為業務従事者**が、喀痰吸引等を実施した場合に加算します。

⇒ 喀痰吸引等行為を実施するにあたり、大阪府への登録申請が必要となります。

● 特定行為業務従事者申請・・・介護職員等が喀痰吸引等を行う従事者としての認定を受ける場合

● 登録特定行為事業者申請・・・障がい福祉サービス事業者等が業として喀痰吸引等を実施する場合

以上で、令和 6 年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導（生活介護報酬改定編）を終わります。

大阪市 H P において、今回のスライド資料や その他 参考資料等を掲載していますので、あわせて御確認ください。

なお、受講後は「大阪市行政オンラインシステム」で受講報告をお願いします。

